

第9回中間到達度検証（その2）

2019年11月22日

松岡 久和

次の事実をふまえて下記の問1および問2に答えなさい。

- 01 2020年5月1日15時頃、Aは、趣味で飼育している大型犬甲の散歩を、Aが経営する飲食店（実質的にはAの個人企業であるB株式会社（屋号「ぼるたん」。Aが代表取締役社長）のアルバイト従業員C（大学生。19歳）に命じた。
- 02 Cは犬がそれほど好きではなかったし、大型犬を散歩させた経験がなかったので、「これって仕事かよ」とAに聞こえないように呟いたが、仕込みが一段落して店が暇な時間帯であったので、Aの指示に従った。Cは、「ぼるたん」と書かれた仕事着のTシャツで外に出るのが少し恥ずかしかったので、私服に着替えた。
- 03 Cが、引き綱を手に持って甲の散歩に出かけたところ、15時20分頃、自転車で付近を通行していたD（79歳）が、目の前に飛び出してきた小学生（事故後に逃げ去ったので特定できていない）を避けようとしてふらつき、甲に接触した。
- 04 Dの自転車との接触に驚いた甲は、突然にCの引き綱を振り払って暴走した。たまたま付近を歩いていた右足の不自由なE（50歳）は、迫ってくる甲に恐怖を抱いて脇に避けようとしたところ、このハンディのためバランスを失って側溝に転落し、左足を骨折して全治6か月の大けがを負った。

問1 Eは、AからDに対して、どういう根拠で損害賠償請求訴訟を起し、被告とされたA～Dは、どういう主張をして自らの責任の成立を否定することが考えられるか。両者の争点について、君自身の判断を示しなさい。

問2 01から04の事実に加えて次の05の事実があり、AがEに対する責任を認めている場合、Xは、Aに損害賠償請求をすることができるか。

- 05 Eは当時無職で、同居していた同性のXに生活の面倒をみてもらっていたので、入院治療費30万円は、Xが支払った。その間、Eの介護のためにXは仕事を減らし、6か月間で合計約40万円、収入が減った。

※本問は、平成15年度旧司法試験論文試験民法第2問を基本としているが、当事者Bを追加し、問2を追加するなど、相当の改変を加えている。屋号「ぼるたん」（頭文字はB）は、昨日読んだ原田マハ『キネマの神様』の登場人物から借用したが、元々はウルトラマンの「バルタン星人」に由来する。